

第12回総会 議事内容に対する回答

1. 静岡市暴力団排除条例に係る規約及び補助金交付要綱の改正について

賛成 21票／反対 0票

寄せられた意見

・趣旨には賛成しますが、規約第8条第4項は、協議会員が資格を喪失する事由を第1号から第8号までに限定列挙しています。このとき、例えば第5号の「暴力団」という規定は資格を喪失する事由として言葉足らずのように感じます。第6号から第8号も同様であり、本筋から外れた指摘であることも承知していますが、ご一考願います。

→ 今回の改正にあたり、元となる「静岡市暴力団排除条例」を参考資料として添付すべきところを省略したため説明不足となり申し訳ありませんでした。

「暴力団」の表記は根拠法令となる「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に既定されたものとなります。

・資料7ページの要綱第7条第2項中の「規則第5条の2各号」の内容がわかるものが添付されているとよい。

・要綱P7第7条2文中の規則第5条の2各号とは?「総会の委員は委員全員で構成する」でよいか?

→ 今回の改正にあたり、元となる「静岡市補助金等交付規則」を参考資料として添付すべきところを省略したため説明不足となり申し訳ありませんでした。

「規則第5条の2各号」に示された内容は、今回改正を提案してある麻機遊水地保全活用推進協議会規約第8条第4項第5号から第8号までと同じとなります。

2. 専門委員の選任について

賛成 21票／反対 0票

寄せられた意見

・資料2.P11.別表2の所属について、西廣先生だけ役職について明記されていないため、明記してください。

→ 役職の「気候変動影響観測研究室長」を明記します。

3. 令和2年度の決算及びそれに伴う令和3年度予算の補正について

賛成 21票／反対 0票

寄せられた意見

・令和2年度決算(14ページ)の水消火器(5つ)とはどんなものですか。

→ 水を入れた背嚢を背負って手動で水を発射する消火器です。火入れ実験の際に使用するほか、イベントにおける簡易消火器として使用します。

・広報映像の増額はいつどの部署が決めましたか(内容は必要と認めます)。

→ 第1工区のあさはた緑地が麻機遊水地のビジターセンターとして活用するように整備された経緯があり、協議会として情報発信の好機であることから令和2年の秋期に事務局で作成を決定しました。

・バイオ発電に期待します。応援してください。

- ・歳出の大半を占める「委託費」について内容がわかるとよいと思う。

→ 令和2年度の委託費の内訳は、「協議会運営補助委託」7,403,000円、「麻機遊水地植生調査業務委託」2,453,000円の2件となります

- ・資料3 令和2年度決算において、支出減額-57,946円と予算増額分の161,019円を足した値が令和3年度への繰越額218,965円となるのは正しいか？

→ 支出が予算を下回った減額分と、収入が予算を上回った増額分を足した分が繰越額となります。

4. 監事の選任について

賛成 21票／反対 0票

寄せられた意見

- ・付随意見なし

5. その他

寄せられた意見

- ・加藤島整備計画について斜川を利用したせせらぎの水源は何ですか。これは常時水が流れるのですか。

→ せせらぎの水源は「斜川」という静岡市の普通河川で、元々は巴川に流れ込む支川です。

(遊水地の整備後は加藤島エリアに流れ込み、水がたまれば樋門から巴川へ流れます。)

現在は計画段階ですが、斜川自体流れはありますが流量は少ないため、遊水地内に斜川の水道(みずみち)をつくるようなイメージです。